令和元年度情報セキュリティ等監査結果

「校務処理システム」における情報セキュリティについて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：教育庁教育振興室高等学校課

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　対象システムの概要　校務処理業務については、旧来は各府立学校が独自に構築したシステムにより利用されていたが、事務の負担軽減を図るため高等学校課により全府立学校共通のシステムとして導入された。主な機能として、校務処理に係る生徒の個人情報を登録、参照する機能が提供されている。　現在の校務処理システムは、府立学校の職員が校務で利用する専用ネットワークである「統合ICTネットワーク」内で運用されている。統合ICTネットワークは高等学校課により運用されており、各府立学校は高等学校課から配布されたパソコンを利用してアクセスすることができる。また、統合ICTネットワークでは校務処理システムの他、インターネット、メール、ファイルサーバ等の機能も提供される。　校務処理システムに係る情報資産については、重要度に応じた分類が教育庁より各府立学校へ通達されており、各府立学校はこの通達と「教育委員会セキュリティポリシー実施手順」（以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき情報資産の分類及び管理ルールを定めて運用を行っている。　最も重要度の高い「重要度Ⅰ」の紙媒体等による情報資産については、施錠保管、持出禁止、廃棄時の裁断処理、「重要度Ⅱ」の情報資産については、やむを得ず持ち出す場合の承認、廃棄時の裁断処理等のルールを定めて管理を行っていた。　　≪情報資産の重要度と主なデータ≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重要度 | 内容※１ | 例※２ |
| Ⅰ | ・情報が脅威にさらされた場合に実害を受ける危険性が高い情報・システム設定や個人情報等の秘匿情報 | ・指導要録・出席簿・生徒指導カード・成績に関する個票・健康診断に関する個人情報 |
| Ⅱ | ・情報が脅威にさらされた場合に実害を受ける危険性は低いが重要性が高く、公開することを予定していない情報 | ・生徒名簿、住所録・緊急連絡先・通知表・保健室来室に係る記録 |
| Ⅲ | ・上記以外の情報 | ・生徒指導計画・授業用教材 |

　　※１：「教育委員会情報セキュリティセキュリティポリシー実施手順」より　　※２：「教育委員会情報セキュリティセキュリティポリシー実施手順の運用」より≪情報システムの運用・利用イメージ≫Ａ府立学校学校職員凡例　　　　：組織　　　　：システム／端末　　　　：システム基盤　　　　：情報　　　　：利用者データセンター（統合ICTネットワーク）大阪府統合ICTネットワーク用端末高等学校課職員利用統合ICTネットワーク用端末校務処理システム運用・保守Ｂ府立学校学校職員利用統合ICTネットワーク用端末外部委託先Ｃ府立学校委託先担当者利用学校職員統合ICTネットワーク用端末統合ICTネットワーク用端末２　監査における着眼点

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 着眼点 | S.No | 内容（詳細） |
| 1 | 情報資産の分類と管理 | (1) | 重要な情報資産が不適切に取扱われないよう、情報資産が重要度に応じて分類され、適切に取扱われているか |
| 2 | 情報システム全体の強靭性の向上 | (1) | ネットワーク経由のシステムへの不正侵入を防止するための対策が講じられているか |
| 3 | 物理的セキュリティ | (1) | サーバ、パソコン等の機器が、盗難や損傷等の物理的被害から保護されているか |
| 4 | 人的セキュリティ | (1) | 重要な情報の保護、パソコン等機器の適正な取扱い等の、情報セキュリティに関する研修や教育が適時に行われているか |
| 5 | 技術的セキュリティ | (1) | パソコン及び電磁的記録媒体について、不正な情報の持ち出し等を防止するための対策が講じられているか |
| (2) | ユーザID、パスワード及び権限の不正利用を防止するための対策が講じられているか |
| (3) | ウイルス感染からシステムを保護するための対策が講じられているか |
| (4) | 脆弱性を利用した攻撃からシステムを保護するため、ソフトウェアの脆弱性情報を収集し、適時にパッチの適用を行っているか |
| (5) | システムへの不正アクセス等を速やかに発見するため、セキュリティに関するログの保管、分析が行われているか |
| 6 | 運用 | (1) | セキュリティに関する事故が発生した場合の報告先が定められ、速やかに報告が行われているか |
| 7 | 外部サービスの利用 | (1) | 外部委託先においてセキュリティ対策が適切に実施されるよう、外部委託先を適切に監督しているか |

３　実施方法と確認方法　事前ヒアリングにより事業の概要等を調査した上で、質問表を作成し、情報セキュリティ関連文書の閲覧及び監査対象機関への実地監査により回答を求めた。また、システム操作等については、サンプルとして２校を選定し実機確認をした。 | １　重要性に応じた情報資産の分類と管理　情報資産の重要度に応じた分類が教育庁より各府立学校へ通達されており、各府立学校はこの通達とセキュリティポリシーに基づき情報資産の分類及び管理ルールを定めて運用しているところであるが、持ち出し禁止とされている生徒指導カードを家庭訪問時に持ち出していた。２　ユーザＩＤの設定と権限管理について　校務処理システムのユーザＩＤについては、各府立学校で管理しており人事異動の際に追加や削除を行っている。なお、ユーザＩＤは、「システム管理者」、「学校管理者」、「学年主任」、「一般職員」とそれぞれの職責に応じて権限の付与ができるが、一部の学校において本来の職責以上の権限があるユーザＩＤが付与されていた。また、「校務処理システムの適正管理について」（平成28年４月15日付け教育振興室長通知）（以下「室長通知」という。）により原則利用禁止とされている共用ＩＤが利用されており、自身のユーザＩＤでは閲覧できない情報について、閲覧できるようになっていた。さらには、共用ＩＤのパスワードは、定期的な変更がされていなかった。３　操作ログの監視について室長通知では、操作ログの定期的な監視を求めているが、実地監査をした２校において操作ログの監視は行われておらず、室長通知の存在についても把握されていなかった。 | １　管理ルールに従った運用がされていない場合、紛失や盗難等による情報漏えいのリスクがあることから、通達及びセキュリティポリシーについて、情報利用の必要性と情報の適正な管理の確保を勘案した具体的なルールを検討するとともに、厳格に運用すること。２　職責以上の権限が付与された場合、不正なＩＤの追加など不正アクセス等を招くおそれがあることから、必要最小限の権限を割り当てることを検討すること。また、共用ＩＤについては、権限がオールマイティで、恣意的に運用されると情報管理に著しい支障をきたすおそれがあることから廃止すること。３　操作ログの定期的な監視が実施されていない場合、不正アクセス及び不正操作がされていても検知が遅れることが考えられる。今回、２校の実地監査をしたところでは、操作ログ確認はされておらず、また、室長通知の認識もなかったことから、改めて操作ログの監視の必要性及び監視方法等を各府立学校長に対し周知徹底をするとともに定期的に高等学校課において操作ログの確認について指導を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：令和元年８月８日から同年12月10日まで）

行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 枚方支援学校 | 行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、令和元年度分について、使用開始の日前（平成30年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 | 許可期間 | 許可数量 | 金額（円／年） | 納付日 |
| 太陽光発電設備 | 平成27年７月25日から令和２年３月31日まで | 1,431.87㎡ | 215,020 | 令和元年６月10日 |

 | 行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【行政財産使用料条例】（納付の時期）第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年1月31日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 柏原東高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが１件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事実発生時期 | 　　　人数 | 　　　延べ件数 |
| 　　平成31年３月 | 　　　１名 | 　　　　１件 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年１月28日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 成美高等学校 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが１件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事実発生時期 | 　　　人数 | 　　　延べ件数 |
| 　　平成30年12月 | 　　　１名 | 　　　　１件 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年２月５日）

建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 旭高等学校 | 　府立高等学校管理運営事業において、平成30年度期末の建設仮勘定に大阪府立旭高等学校蛍光灯取替等に係る支出390,960円を計上していた。　これについて確認したところ、当該蛍光灯取替等に係る支出について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 |
| 平成30年度 | 　大阪府立旭高等学校　蛍光灯取替等 | 429,840円  | 390,960円  |

　※契約金額429,840円に、費用相当額38,880円を含む。 | 　当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)　建設仮勘定　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の精算）第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)　建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都島警察署 | 経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。契約名称：都島警察署汚泥産業廃棄物処理処分業務(1)契約期間：平成30年９月13日から平成31年３月31日まで(2)経費支出伺の起案日：平成30年９月25日(3)経費支出伺の決裁日：平成30年９月25日(4)変更経費支出伺の起案日：平成31年４月４日(5)変更額：345円(増額) | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 都島警察署 | 経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。契約名称：都島警察署雑排水槽清掃等業務(1)契約期間：平成30年９月13日から平成31年３月31日まで(2)経費支出伺の起案日：平成30年９月25日(3)経費支出伺の決裁日：平成30年９月25日(4)契約金額：129,600円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 福島警察署 | 下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。契約名称：平成30年度における自動車の燃料の購入（単価契約）(1)変更経費支出伺の起案日：平成31年４月８日(2)変更額：30,000円(増額) | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 東淀川警察署 | 下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。契約名称：本署用新聞の購入(1)変更経費支出伺の起案日：平成31年４月11日(2)変更額：1,089円(増額) | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年１月23日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 豊能警察署 | 経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。契約名称：余野交番における有線テレビ利用料(1)契約期間：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで(2)経費支出伺の起案日：平成30年５月21日(3)経費支出伺の決裁日：平成30年５月21日(4)変更経費支出伺の起案日：平成31年４月５日(5)変更額：3,294円(増額) | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 松原警察署 | 経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。契約名称：平成30年度における自動車燃料の購入(1)契約期間：平成30年４月１日から平成31年３月31日まで(2)変更経費支出伺の起案日：令和元年５月８日(3)変更経費支出伺の決裁日：令和元年５月８日(4)変更額：2,750円(増額) | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和元年10月１日から令和２年１月31日まで）

支払手続の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 生野警察署 | 新聞代（平成30年７月分から同年９月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる業者に支払ったものがあった。１　誤払い先への支払額及び支払日(1)支払額　12,111円(2)支払日　平成30年10月24日　・誤払いしたことについて、誤払い先から指摘があるまで気付いていなかった。２　誤払い先からの返納額及び返納日(1)返納額　12,111円(2)返納日　平成30年11月28日３　正当な債権者への支払額及び支払日　(1)支払額　12,111円(2)支払日　平成30年12月３日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法】（経費の支払）第232条の５　普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。２　（略）【大阪府財務規則】（支出の命令）第40条　支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。（支出の決定と支払）第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。２～７　（略）【会計事務の手引き】第４章第３節３　支出命令(支出命令審査)の留意点

|  |
| --- |
| ７　正当債権者のための支出ですか |
| (1)債権者名に誤りは、ありませんか。 | ・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年１月９日）